

ねんきんコーナー

お得な保険料の口座振替による納付と前納制度のご案内

口座振替(預貯金口座からの引き落とし)や納付書による前納制度を利用すると、保険料をお得に納付することができます。

最大2年分(令和7年度は令和9年3月分まで)の保険料をまとめて納付できるようになっており、毎月納付書で納付するより、便利でお得に納付することができます。

この機会にぜひ「口座振替納付」または「納付書でのまとめ払い」をご利用ください。

ご希望の方には申込用紙を送付しますので、幡多年金事務所までご相談ください。

(☎34-1616 音声案内2→2押下)

◆口座振替を利用することで国民年金保険料をお得に納付できます

★お得① 口座振替で2年分まとめて納付すると、毎月納付書で納付するより最大16,590円割引されます(令和6年度の場合)。

★お得② 口座振替でのみ利用できる納付方法があり、お得です。

※毎月納付であっても当月末に引き落としすることで60円割引されます(令和6年度の場合)。

★お得③ 手数料がお得です。

※残高不足であっても、翌月にもう一度引き落とされるため便利です。

※ご本人様以外の方の口座から引き落としすることができ便利です。

◆保険料の納付は口座振替による2年前納が一番お得です

●6カ月前納(令和7年4月から9月分)の場合、4月末に6カ月分を一括引き落としします。

(令和6年度の保険料は100,720円、毎月納める場合より1,160円の割引額が控除)

●1年前納の場合、4月末に1年分を一括引き落としします。

(令和6年度の保険料は199,490円、毎月納める場合より4,270円の割引額が控除)

●2年前納の場合、4月末に2年分を一括引き落としします。

(令和6年度の保険料は397,290円、毎月納める場合より16,590円の割引額が控除)

各前納の申し込み期限は、いずれも令和7年2月末までとなっています。

※各前納の保険料の金額や割引額について、令和7年度は変更になる場合があります。

◆前納(2年・1年)の申し込みを希望される方へ

令和6年度の申し込みはすでに終了しています。今回のご案内により令和7年2月末までにお手続きをいただくと、令和7年4月分から前納が開始されます。

それまでの間は定額保険料が引き落としされますので、毎月の保険料の納め忘れがなく便利です(注:すでに納付書により令和7年3月分までの保険料を納付済みの方は、令和7年4月末から引き落としが開始されます)。

納付書でのまとめ払いによる割引はいつでも申し込みができます(割引額は口座振替納付の場合と異なります)。

知っていますか?保険料の免除・猶予制度

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられない場合があります。

経済的な理由などで保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

2月中旬以降、日本年金機構幡多年金事務所から順次お知らせを送付しますので、内容をご確認ください。

同封されているハガキ形式の「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」に、必要事項を記入してポストに投函することで、令和6年度分(令和6年7月から令和7年6月分)の免除・納付猶予を申請することができます。

ただし、学生の方や令和6年6月以前の期間の免除・納付猶予については、今回送付される申請書では申請できません。申請を忘れていた期間がある方は、次のお問い合わせ先にご相談ください。

○お問い合わせ 本庁 住民課 住基戸籍係 ☎43-2800

佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3701

日本年金機構 幡多年金事務所 ☎34-1616